

青森県子どもの貧困対策推進計画

平成31年度関連事業取組一覧

【個別事業シート】

I 教育の支援

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	平成29年度実績	平成29年度実績を踏まえた見直し (課題・今後の取組の方向性)	平成31年度事業予定 (取組の方向性)
施策の 基本方針	施策の 目標	施策の 内容									
I	1	(1)	あおもりっ子育みプラン21	県	<p>きめ細かな学習指導や生徒指導を行うため、市町村立小中学校において少人数学級編制等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校1～4年生については、学年2学級以上で33人の少人数学級編制を実施し、学年1学級34人以上の学級は、学級を分割せず非常勤講師を配置する。 ・中学校1年生については、学年2学級以上で33人の少人数学級編制を実施する。 ・小学校の複式学級については、1年生又は2年生を含む人数の多い学級に非常勤講師を配置する。 	教職員課	対象校における配置率	100% (H27)	100%	<p>・本県独自の少人数学級編制により、個に応じたきめ細かな学習指導や生活指導を行うことが可能となり、子どもの基本的な生活習慣の定着や学習意欲の向上、いじめや不登校などの未然防止や早期発見、早期対応に効果を上げていることから、継続実施する。</p>	<p>きめ細かな学習指導や生徒指導を行うため、引き続き、市町村立小中学校において少人数学級編制等を実施する。</p>
I	1	(2)	スクールソーシャルワーカー配置事業	県	<p>問題を抱える児童生徒が置かれた環境の改善を図るため、教育事務所・県立学校にスクールソーシャルワーカーを配置し、学校と関係機関等とのネットワーク、学校内のチーム体制を構築する。</p>	学校教育課	配置人数	17人 (H27)	25人	<p>スクールソーシャルワーカーが、市町村教育委員会や学校に認知され派遣依頼が増えていることから、さらなる増員が必要である。また、貧困問題などの解決には、福祉に精通した人材が不可欠であることから社会福祉士等、有資格者の確保を図りたい。</p>	<p>引き続き、問題を抱える児童生徒が置かれた環境の改善を図るため、教育事務所・県立学校にスクールソーシャルワーカーを配置する。</p> <p>【拡充】 平成31年度は、全公立中学校区へ配置する。</p>
I	1	(2)	特色教育支援経費補助 (教育相談体制の整備)	県	<p>私立中学校・高等学校における教育相談体制を整備するためスクールソーシャルワーカーを配置する事業など、学校法人が行う特色ある教育に関する事業に要する経費について県が補助する。</p>	総務学事課	—	—	9校	<p>私立中学校・高等学校における教育相談体制を整備するためスクールソーシャルワーカーを配置する事業など、学校法人が行う特色ある教育に関する事業に要する経費について、引き続き、県が補助する。</p>	<p>私立中学校・高等学校における教育相談体制を整備するためスクールソーシャルワーカーを配置する事業など、学校法人が行う特色ある教育に関する事業に要する経費について、引き続き、県が補助する。</p>
I	1	(2)	スクールカウンセラー配置事業	県	<p>学校における教育相談体制の充実や教員の資質向上を図るため、公立小中学校等にスクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校等児童生徒の問題行動等の防止・解決に向けた支援を行う</p>	学校教育課	配置率	(小) 18.9% (中) 65.0% (H27)	(小)42.0% (中)100%	<p>学校におけるいじめや長期欠席、問題行動等の未然防止や解決には教育相談体制の充実が必要不可欠である。また、国における配置拡充の方向性を受けて、平成31年度までの全小中学校への配置に向けて計画的な拡充を図る。平成30年度は、それぞれ中学校は全校へ配置、小学校は205校へ配置する。</p>	<p>引き続き、いじめや長期欠席、問題行動等の未然防止や解決に向けた支援を行うため、スクールカウンセラーを配置、派遣する。</p> <p>【拡充】 平成31年度は、全公立小・中学校へ配置する。</p>

【個別事業シート】

I 教育の支援

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	平成29年度実績	平成29年度実績を踏まえた見直し (課題・今後の取組の方向性)	平成31年度事業予定 (取組の方向性)
施策の 基本方針	施策の 目標	施策の 内容									
I	1	(3)	放課後子ども教室推進事業	市町村	就労による留守家庭等の子どもだけではなく、すべての子どもを対象として、放課後や土曜日等に学習支援や多様なプログラムを実施する。	生涯学習課	実施箇所数 (中核市除く。)	86教室 (H27)	85教室	就労による留守家庭等の子どもだけではなく、すべての子どもを対象として、放課後や土曜日等に学習支援や多様なプログラムを実施する市町村への補助をする。 「地域の豊かな社会資源を活用した土曜学習推進事業」を統合して実施する。	引き続き、放課後子ども教室の取組を行う市町村に対し補助をする。
I	1	(3)	地域で学校を支える仕組みづくり推進事業	県・市町村	学校に求められる役割が増大する中で、地域で学校を支える仕組みづくりを推進するため、新たな学校支援活動を展開する市町村への支援等を行う。	生涯学習課	実施箇所数 (中核市除く。)	—	31か所	地域全体で未来を担う子ども達の成長を支え、地域を創生するために、地域と学校が連携・協働して、より多くの地域住民等の参画による地域学校協働活動を実施する市町村への支援を行う。 (平成29年度で終了。平成30年度は「地域学校協働活動推進事業」として実施。)	
I	1	(3)	地域学校協働活動推進事業	県・市町村	地域全体で未来を担う子ども達の成長を支え、地域を創生するために、地域と学校が連携・協働して、より多くの地域住民等の参画による地域学校協働活動を実施する市町村への支援を行う。	生涯学習課	実施箇所数 (中核市除く。)	—	—	(平成30年度新規事業)	地域学校協働活動推進員、放課後子どもプラン指導員等の資質向上を図るための研修会を開催する。
I	1	(3)	地域の豊かな社会資源を活用した土曜学習推進事業	市町村	就労による留守家庭等の子どもだけではなく、すべての子どもを対象として、土曜日等に体系的なプログラムによる学習活動支援を行う。	生涯学習課	実施箇所数 (中核市除く。)	9か所 (H27)	6か所	(平成29年度で終了。平成30年度は「放課後子ども教室推進事業」へ統合して実施。)	

【個別事業シート】

I 教育の支援

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	平成29年 度実績	平成29年度実績を踏まえた見直し (課題・今後の取組の方向性)	平成31年度事業予定 (取組の方向性)
施策の 基本方針	施策の 目標	施策の 内容									
I	1	(3)	コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度)	県・ 市町村	学校運営協議会を設置している学校で、任命された保護者や地域住民が一定の権限を持って学校運営に参画する「地域とともにある学校」の仕組み。	学校教育課・教職員課	-	-	-	市町村立学校にあつては、現在、十和田市の3校で学校運営協議会を設置しており、また、新たに設置に向けた検討を行っている市町村があることから、市町村と連携を密にしながら支援に努めるとともに、制度の周知を図るため、各市町村への情報提供を引き続き行う。なお、平成29年3月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、学校運営協議会の設置が努力義務化された。	市町村立学校にあつては、各市町村が学校運営協議会を設置することとなるため、引き続き、市町村と連携を密にしながら支援に努めるとともに、制度の周知を図るため、各市町村への情報提供を行う。県立学校においては、平成30年度に設置した森田養護学校に加え、平成31年度は新たに特別支援学校2校に設置することとしている。
I	1	(4)	進学力を高める高校 支援事業	県	県立高等学校の生徒の大学進学志望を達成し、大学進学率の向上を図るため、各学校における生徒の進学力向上、教員の指導力向上、保護者の意識啓発を図る取組を支援する。	学校教育課	大学等進学率	44% (H26)	46.3%	引き続き、県立高等学校の生徒の大学進学志望を達成し、大学進学率の向上を図るため、各学校における生徒の進学力向上、教員の指導力向上、保護者の意識啓発を図る取組を支援する。	引き続き、県立高等学校の生徒の大学進学志望を達成し、大学進学率の向上を図るため、各学校における生徒の進学力向上、教員の指導力向上、保護者の意識啓発を図る取組を支援する。
I	1	(4)	青森県立高等学校学 び直し支援金	県	県立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等を退学した後、再び県立高等学校等に入学し学び直しをする生徒に対して、学び直し支援金を支給する。	学校施設課	支援金を支給した生徒の数	8人 (H26)	48人	県立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、引き続き、高等学校等を退学した後、再び県立高等学校等に入学し学び直しをする生徒に対して、学び直し支援金を支給する。	県立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、引き続き、高等学校等を退学した後、再び県立高等学校等に入学し学び直しをする生徒に対して、学び直し支援金を支給する。
I	1	(4)	私立高等学校等学 び直しへの支援金	県	私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等を退学した後、再び私立高等学校等に入学し学び直しをする生徒等に対して学び直しへの支援金を支給する。	総務学事課	支援金を支給した生徒等の数	-	19人	私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等を退学した後、再び私立高等学校等に入学し学び直しをする生徒等に対して、引き続き、学び直しへの支援金を支給する。	私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等を退学した後、再び私立高等学校等に入学し学び直しをする生徒等に対して、引き続き、学び直しへの支援金を支給する。

【個別事業シート】

I 教育の支援

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	平成29年 度実績	平成29年度実績を踏まえた見直し (課題・今後の取組の方向性)	平成31年度事業予定 (取組の方向性)
施策の 基本方針	施策の 目標	施策の 内容									
I	1	(3)	子どもの成長を支える「地域のチカラ結集推進事業」	県	支援が必要な家庭に対し、予防的・早期対応型の支援を行う、学校と家庭教育支援団体等の連携・協働の体制整備を促進する。	生涯学習課	—	—	—	(平成30年度新規事業)	学校と家庭教育支援団体等が連携・協働し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、健康福祉機関等の職員の参加による連絡会議を開催する予防的・早期対応型支援モデルに取り組む。また、モデル地域における取組を基に、市町村が主体となって、学校と家庭教育支援団体等との連携・協働による体制づくりができるようにハンドブックを作成する。
I	1	(4)	地域産業と学校の連携による地域人財育成事業	県	若年層の県内定着・回帰のために、教員及び児童生徒、保護者の地域産業への理解を深め、郷土に愛着と誇りを持ち、積極的に地域に関わろうとする人財を育てるものである。そのため各地区連携会議、各地区見本市、フォーラムの開催を行う。	生涯学習課	郷土に愛着と誇りを持ち、積極的に地域に関わろうとする人財の育成	—	—	(平成29年度で終了)	
I	2		私立学校経常費補助	県	私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する幼児又は生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高めるため、私立学校を設置する学校法人に対して人件費を含む学校の経常的経費について県が補助する。	総務学事課	補助金を交付した学校法人の数	82法人 (H26)	21法人	私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する幼児又は生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高めるため、私立学校を設置する学校法人に対して人件費を含む学校の経常的経費について、引き続き県が補助する。	私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する幼児又は生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高めるため、私立学校を設置する学校法人に対して人件費を含む学校の経常的経費について、引き続き県が補助する。
I	2		保育料軽減事業費補助金	市町村	保護者等が現に扶養している第3子以降の3歳未満児に係る保育料を軽減する。	こどもみらい課	補助金の対象となった児童数	2,623人 (H26)	1,502人	安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりを推進するため、引き続き第3子以降の乳幼児の保育料の負担を軽減する市町村の取組への補助を行う。	安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりを推進するため、引き続き第3子以降の乳幼児の保育料の負担を軽減する市町村の取組への補助を行う。

【個別事業シート】

I 教育の支援

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	平成29年 度実績	平成29年度実績を踏まえた見直し (課題・今後の取組の方向性)	平成31年度事業予定 (取組の方向性)
施策の 基本方針	施策の 目標	施策の 内容									
I	2		多子世帯・ひとり親世帯の保育料負担軽減	国・県・市町村	年収約360万円未満相当世帯の多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化を実施する。 年収約360万円未満相当のひとり親世帯の優遇措置を拡充し、第1子を半額、第2子以降無償化を実施する。	こどもみらい課	—	—	—	幼児教育の段階的無償化により、市町村民税非課税世帯について、第2子の保育料を無償化する。また、年収360万円未満のひとり親世帯等については、第1子の保育料を市町村民税非課税世帯並みに軽減する。	引き続き、きょうだいで利用する場合の保育料を、第2子半額、第3子半額、年収約360万円未満相当のひとり親世帯等は、第1子を半額、第2子以降を無償化する。 また、平成31年10月から、幼児教育の無償化により、3歳児以上及び3歳未満児の市町村民税非課税世帯を対象に保育料の無償化を行う。
I	2		幼稚園就園奨励費補助	市町村	家庭の所得状況に応じた保護者の経済的負担の軽減と、公・私立幼稚園間の保護者負担の格差是正を目的に、幼稚園の入園料及び保育料を軽減する。	学校教育課	—	—	—	引き続き、家庭の所得状況に応じた保護者の経済的負担の軽減及び幼稚園入園料、保育料の軽減を行う。	引き続き、家庭の所得状況に応じた保護者の経済的負担の軽減及び幼稚園入園料、保育料の軽減を行う。 【所管課の変更】 国の幼児教育の無償化に係る制度改正により、2019年10月から事務の所管が知事部局(総務学事課)に移ることとなる。
I	2		特色教育支援経費補助 (幼稚園の子育て支援活動の推進)	県	私立幼稚園の施設又はその教育機能を広く開放する取組など、学校法人が行う特色ある教育に関する事業に要する経費について県が補助する。	総務学事課	補助金の対象となった私立幼稚園数	86園 (H26)	72園	私立幼稚園の施設又はその教育機能を広く開放する取組など、学校法人が行う特色ある教育に関する事業に要する経費について、引き続き県が補助する。	私立幼稚園の施設又はその教育機能を広く開放する取組など、学校法人が行う特色ある教育に関する事業に要する経費について、引き続き県が補助する。
I	2		利用者支援事業	市町村	子育て家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たった情報の集約・提供、相談、利用支援・援助を行う。	こどもみらい課	—	—	—	引き続き、子育て家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たった情報の集約・提供、相談、利用支援・援助を行う。	引き続き、子育て家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たった情報の集約・提供、相談、利用支援・援助を行う。
I	2		家庭教育支援推進事業	県	今日的な課題に対応する学習プログラムの作成や当該プログラムの進行役(家庭教育アドバイザー)の養成・派遣を行う。	生涯学習課	あおり家庭 教育アドバイザー登録者数	82人 (H27)	108人	(平成29年度で終了)	

【個別事業シート】

I 教育の支援

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	平成29年 度実績	平成29年度実績を踏まえた見直し (課題・今後の取組の方向性)	平成31年度事業予定 (取組の方向性)
施策の 基本方針	施策の 目標	施策の 内容									
I	2		あおもり家庭教育支援総合事業	県	今日的な課題に対応する学習プログラムの作成や当該プログラムの進行役(家庭教育アドバイザー)の派遣を行う。	生涯学習課	—	—	—	(平成30年度新規事業)	家庭教育応援フェスタを開催するとともに、青森県家庭教育支援ネットワーク形成研修会を開催する。
I	2		絆でつながる家庭教育支援セミナー	県	地域に密着した家庭教育支援者を育成する。	生涯学習課(総合社会教育センター)	日常的・継続的に家庭教育支援ができる人財の育成	27人 (H27)	20人	受講者が支援者として活躍するためにさらに高度で専門的なスキルを身に付けるとともに、受講者自身の子育てに係る悩みの共有・解決の場に留まらないよう、支援者としてしっかりと意識を涵養することが必要。 (平成29年度で終了。平成30年度からは「家庭教育応援隊養成講座」として継続)	
I	2		家庭教育応援隊養成講座	県	地域で活動する家庭教育支援者やリーダーの育成及び支援者養成講座を行う。	生涯学習課(総合社会教育センター)	日常的・継続的に家庭教育支援ができる人財の育成	20人 (H29)	—	(平成30年度新規事業)	上北地区及び下北地区において、全7回の家庭教育支援講座を開催する。
I	3	(1)	就学援助	市町村	経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行う。	学校教育課、スポーツ健康課	—	—	—	引き続き、経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行う。	引き続き、経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して必要な援助を行う。
I	3	(1)	就学援助(医療費)	県	経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し必要な援助を行う。	スポーツ健康課	支給人員	6人 (H26)	0人	経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、引き続き必要な援助を行う。	引き続き、経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して必要な援助を行う。

【個別事業シート】

I 教育の支援

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	平成29年 度実績	平成29年度実績を踏まえた見直し (課題・今後の取組の方向性)	平成31年度事業予定 (取組の方向性)
施策の 基本方針	施策の 目標	施策の 内容									
I	3	(1)	就学援助(学校給食費)	県	経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し必要な援助を行う。	スポーツ健康課	支給人員	13人 (H26)	6人	経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、引き続き必要な援助を行う。	引き続き、経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し必要な援助を行う。
I	3	(1)	こどもサポートゼミ開催事業	県	貧困の連鎖を解消するため、学習塾の費用を捻出することが困難な生活困窮世帯及びひとり親世帯の児童等に対する学習講習会を開催し、学習機会を確保する。	健康福祉政策課・こどもみらい課	参加児童・生徒数	88人 (H27)	-	(平成28年度で事業終了)	
I	3	(1)	子どもの貧困対策特別強化事業	県	県内全域でひとり親家庭の児童等に対する学習支援を実施できる体制を整えるため、取組の遅れている市でモデル的に学習講習会を実施するほか、児童養護施設などの入所児の将来設計を支援する。	こどもみらい課	-	-	学習講習会開催1市	ひとり親家庭の児童等に対する学習支援を実施できる体制を整えるため、取組の遅れている市でモデル的に学習講習会を実施するほか、児童養護施設などの入所児の将来設計を支援する。	(終了)
I	3	(1)	生活困窮者自立支援事業(子どもの学習支援事業)	県	生活困窮世帯及び生活保護世帯の小・中学生を対象に町村毎に学習講習会を実施することで、安心して学習できる居場所を提供し、学力の向上を図る	健康福祉政策課	-	-	-	引き続き、生活困窮世帯及び生活保護世帯の小・中学生を対象に、県内の町村全域で学習講習会を実施する。	引き続き、県内全市町村を対象に学習講習会を実施する。
I	3	(1)	スクールソーシャルワーカー配置事業【再掲】(I-1-(2))	県	問題を抱える児童生徒が置かれた環境の改善を図るため、教育事務所・県立学校にスクールソーシャルワーカーを配置し、学校と関係機関等とのネットワーク、学校内のチーム体制を構築する。	学校教育課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)

【個別事業シート】

I 教育の支援

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	平成29年 度実績	平成29年度実績を踏まえた見直し (課題・今後の取組の方向性)	平成31年度事業予定 (取組の方向性)
施策の 基本方針	施策の 目標	施策の 内容									
I	3	(2)	私立高等学校等就学 支援金	県	私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、私立高等学校等に在学する生徒等に対して授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給する。	総務学事課	支援金を支給した生徒等の数	9,735人 (H26)	10527人	私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、私立高等学校等に在学する生徒等に対して、引き続き、高等学校等就学支援金を支給する。	私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、私立高等学校等に在学する生徒等に対して、引き続き、高等学校等就学支援金を支給する。
I	3	(2)	高等学校等就学支援金(公立)	県	高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、当該公立高等学校に在学する生徒に対し、授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給する。	学校施設課	支援金を支給した生徒の数	8,569人 (H26)	23,077人	高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、引き続き、当該公立高等学校に在学する生徒に対し、授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給する。	県立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、引き続き、当該公立高等学校に在学する生徒に対し、授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給する。
I	3	(2)	国公立高校生等奨学のための給付金	県	全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、当該国公立高校生等がいる世帯の保護者等に対し、奨学のための給付金を給付する。	学校施設課	給付金を給付した保護者等の数	1,946人 (H26)	4,859人	全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、引き続き、当該国公立高校生等がいる世帯の保護者等に対し、奨学のための給付金を給付する。	全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、引き続き、当該国公立高校生等がいる世帯の保護者等に対し、奨学のための給付金を給付する。
I	3	(2)	私立高校生等奨学のための給付金	県	私立の高等学校等に在学する高校生等の保護者等の授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を図り、もって全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるようになるため、当該高校生等の保護者等に対して奨学のための給付金を給付する。	総務学事課	給付金を給付した保護者等の数	809人 (H26)	2,175人	私立の高等学校等に在学する高校生等の保護者等の授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を図り、もって全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるようになるため、引き続き、当該高校生等の保護者等に対して奨学のための給付金を給付する。	私立の高等学校等に在学する高校生等の保護者等の授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を図り、もって全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるようになるため、引き続き、当該高校生等の保護者等に対して奨学のための給付金を給付する。
I	3	(2)	生活福祉資金(教育支援資金)	青森県 社会福祉協議会	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学(入学)するために必要な経費を貸し付ける。	健康福祉政策課	貸付額(送金額)	98,746千円 (H26)	—	H30年度もH29年度同様に貸付を行う。	引き続き、就学(入学)に必要な経費の貸し付けを実施する。

【個別事業シート】

I 教育の支援

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	平成29年 度実績	平成29年度実績を踏まえた見直し (課題・今後の取組の方向性)	平成31年度事業予定 (取組の方向性)
施策の 基本方針	施策の 目標	施策の 内容									
I	3	(2)	母子父子寡婦福祉資金貸付	県	母子家庭及び父子家庭の児童又は寡婦世帯の20歳以上の子の修学を支援するため、それらの児童等が就学する場合、母子父子寡婦福祉資金貸付金の就学支度資金及び修学資金を無利子で貸し付ける。	こどもみらい課	就学支度資金及び修学資金貸付件数	589件 (H26)	327件	資金を必要としている母子家庭、父子家及び寡婦に対する資金の貸付を継続して実施する。 【拡充】平成30年度から、大学院修学分を新たに貸付対象とする。	引き続き、就学のための資金を必要としている母子家庭、父子家及び寡婦に対する資金の貸付を継続して実施する。 【拡充】 修業施設に就学する際の就学支度資金の貸付限度額の引き上げを行う。
I	3	(2)	青森県立高等学校授業料及び受講料の免除	県	県立高等学校の生徒又は保護者が、火災・水害など不慮の災害により、授業料等の納付が著しく困難と認められる場合等に授業料及び受講料を免除する。	学校施設課	授業料等を免除した生徒の数	26人 (H26)	25人	引き続き、県立高等学校の生徒又は保護者が、火災・水害など不慮の災害により、授業料等の納付が著しく困難と認められる場合等に授業料及び受講料を免除する。	引き続き、県立高等学校の生徒又は保護者が、火災・水害など不慮の災害により、授業料等の納付が著しく困難と認められる場合等に授業料及び受講料を免除する。
I	3	(2)	私立高等学校等就学支援費補助	県	私立の高等学校等における教育の振興と保護者等の授業料等の負担の軽減を図るため、私立の高等学校等の設置者が行う授業料等の軽減事業に要する経費について県が補助する。	総務学事課	補助金の対象となった生徒の数	4,456人 (H26)	4,524人	私立の高等学校等における教育の振興と保護者等の授業料等の負担の軽減を図るため、私立の高等学校等の設置者が行う授業料等の軽減事業に要する経費について、引き続き県が補助する。	私立の高等学校等における教育の振興と保護者等の授業料等の負担の軽減を図るため、私立の高等学校等の設置者が行う授業料等の軽減事業に要する経費について、引き続き県が補助する。
I	3	(2)	青森県育英奨学金 (高校奨学金)	(公財) 青森県 育英奨 学会	青森県の子弟のうち、学業、人物が優れているにもかかわらず経済的理由により修学困難な生徒に対して学資を貸与する。	教職員課	貸与者数	1,477人 (H26)	—	学業・人物が優れている生徒が経済的理由により修学を断念することのないよう、学資の貸与を継続する。返還金が貸与の原資となっており、返還者数及び返還額とも年々増加している一方、返還率は低下傾向にあることから、滞納者に対する督促を継続する。	学業・人物が優れている生徒が経済的理由により修学を断念することのないよう、引き続き、学資の貸与を継続する。
I	3	(2)	特別支援教育就学奨励費補助	県、 市町村	障害のある児童生徒等の保護者に対して特別支援教育就学奨励費を支給する。	学校教育課	—	—	—	引き続き、障害のある児童生徒等の保護者に対して特別支援教育就学奨励費を支給する。	引き続き、障害のある児童生徒等の保護者に対して特別支援教育就学奨励費を支給する。

【個別事業シート】

I 教育の支援

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	平成29年 度実績	平成29年度実績を踏まえた見直し (課題・今後の取組の方向性)	平成31年度事業予定 (取組の方向性)
施策の 基本方針	施策の 目標	施策の 内容									
I	4	(1)	青森県育英奨学金 (大学奨学金)	(公財)青森県育英奨学会	青森県の子弟のうち、学業、人物が優れているにもかかわらず経済的理由により修学困難な学生に対して学資を貸与する。	教職員課	貸与者数	308人 (H26)	—	学業・人物が優れている学生が経済的理由により修学を断念することのないよう、学資の貸与を継続する。返還金が貸与の原資となっていることから、滞納者に対する督促を継続する。	学業・人物が優れている生徒が経済的理由により修学を断念することのないよう、引き続き、学資の貸与を継続する。
I	4	(1)	生活福祉資金(教育 支援資金) 【再掲】(I-3-(2))	青森県 社会福 祉協 議会	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学(入学)するために必要な経費を貸し付ける。	健康福祉政策課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
I	4	(1)	母子父子寡婦福祉資 金貸付 【再掲】(I-3-(2))	県	母子家庭及び父子家庭の児童又は寡婦世帯の20歳以上の子の修学を支援するため、それらの児童等が就学する場合、母子父子寡婦福祉資金貸付金の就学支度資金及び修学資金を無利子で貸し付ける。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
I	4	(1)	児童福祉施設入所児 童等自立能力強化事 業	県	児童養護施設入所児童の社会自立が一層図られるよう、当該入所児童が普通自動車運転免許を取得するための経費及び大学等に進学する際に要する経費を補助し、入所児童の自立能力の強化を図る。	こどもみらい課	利用児童数	16人 (H26)	14人	児童養護施設入所児童の社会自立が一層図られるよう、当該入所児童が普通自動車運転免許を取得するための経費及び大学等に進学する際に要する経費を補助し、入所児童の自立能力の強化を図る。	児童養護施設入所児童の社会自立が一層図られるよう、引き続き、当該入所児童が普通自動車運転免許を取得するための経費及び大学等に進学する際に要する経費を補助する。
I	4	(1)	家庭福祉対策教育支 援貸付事業費補助	県	学ぶ意欲と能力のある子どもの教育機会の確保と貧困の連鎖解消を図るため、一定の要件を満たす生徒に対し、大学入学時に必要となる入学金等の一時的経費を支援する。	こどもみらい課	貸付人数	—	43人	大学入学時奨学金の貸与が継続して実施されるよう支援を行う。	子どもの教育機会の確保と貧困の連鎖の解消を図るため、引き続き、大学入学時奨学金の貸与が実施されるよう支援を行う。

【個別事業シート】

I 教育の支援

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	平成29年度実績	平成29年度実績を踏まえた見直し (課題・今後の取組の方向性)	平成31年度事業予定 (取組の方向性)
施策の 基本方針	施策の 目標	施策の 内容									
I	4	(1)	児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業	県	児童養護施設等を退所する者の社会自立が図られるよう、就職者及び大学等進学者に対して、家賃相当額及び生活費の貸付を行う。	こどもみらい課	貸付人数	—	進学者3名	児童養護施設等を退所する者の社会自立が図られるよう、就職者及び大学等進学者に対して、家賃相当額及び生活費の貸付を行う。	児童養護施設等を退所する者の社会的自立が図られるよう、引き続き、就職者及び大学等進学者に対して、家賃相当額及び生活費の貸付を行う。
I	4	(1)	医師修学資金	県・国保連	主に本県出身の弘前大学医学部入学生を対象に、修学資金の貸与により、医学部進学を支援する。	医療薬務課	新規貸与件数	27件 (H27)	24件	引き続き、主に本県出身の弘前大学医学部入学生を対象に、修学資金の貸与により、医学部進学を支援する。	引き続き、主に本県出身の弘前大学医学部入学生を対象に、修学資金の貸与により、医学部進学を支援する。
I	4	(1)	看護師等修学資金	県	県内の中小規模の病院や診療所等(以下「特定施設等」という。)に勤務する看護職員(保健師、助産師、看護師及び准看護師)の確保を図るため、県内の看護師等養成施設の在学学生で、将来特定施設等に勤務しようとする者に対し、修学資金を貸与する。	医療薬務課	新規貸与件数	22件 (H27)	25件	県内の中小規模の病院や診療所等(以下「特定施設等」という。)に勤務する看護職員(保健師、助産師、看護師及び准看護師)の確保を図るため、引き続き、県内の看護師等養成施設の在学学生で、将来特定施設等に勤務しようとする者に対し、修学資金を貸与する。	引き続き、県内の看護師等養成施設の在学学生で、将来特定施設等に勤務しようとする者に対し、修学に必要な資金を貸与する。
I	4	(1)	介護福祉士修学資金等貸付事業	青森県社会福祉協議会	①介護福祉士又は社会福祉士の資格取得を目指す学生に対する修学資金の貸付 ②離職した介護人材に対する再就職準備金の貸付	高齢福祉保険課	貸付人数	①21人 (H26) ②なし	①107人 ②27人	国が掲げた「介護離職ゼロ」の実現に向けた対策の強化を図るため、引き続き制度を周知し、介護福祉士養成施設の学生に対する学費等の貸付や離職した介護人材への再就職準備金貸付を行い、介護人材を着実に確保する。	引き続き制度を周知し、介護福祉士養成施設に入学する外国人留学生を含めた学生に対する学費等の貸付や離職した介護人材への再就職準備金貸付を行い、介護人材を着実に確保する。
I	4	(1)	保育士修学資金等貸付事業	県	①保育士の資格取得を目指す学生に対する修学資金の貸付 ②離職した保育士に対する再就職準備金の貸付 ③未就学児をもつ保育士の子の預かり支援貸付	こどもみらい課	貸付人数	—	①11人 ②11人	引き続き、保育士修学資金貸付、再就職準備金貸付及び未就学児をもつ保育士の子の預かり支援貸付を実施する。	引き続き、保育士修学資金貸付、再就職準備金貸付及び未就学児をもつ保育士の子の預かり支援貸付を実施する。

【個別事業シート】

I 教育の支援

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	平成29年 度実績	平成29年度実績を踏まえた見直し (課題・今後の取組の方向性)	平成31年度事業予定 (取組の方向性)
施策の 基本方針	施策の 目標	施策の 内容									
I	4	(1)	看護職員資格取得特別対策事業	県、県医師会、医療機関	ひとり親家庭等の親又は子が看護師又は准看護師の資格を取得し、資格取得後の就業を確保するため、資格取得希望者と医療機関をマッチングさせ、医療機関が資格取得するための学費及び修業期間の生活費を負担するにあたって、その1/2を補助する。	医療業務課	資格取得希望者への支援件数	-	9件	ひとり親家庭等の親又は子が看護師又は准看護師の資格を取得し、資格取得後の就業を確保するため、引き続き、資格取得希望者と医療機関をマッチングさせ、医療機関が資格取得するための学費及び修業期間の生活費を負担するにあたって、その1/2を補助する。	引き続き、同内容で実施していく予定である。
I	4	(2)	県立保健大学の授業料等の減免制度	青森県立保健大学	授業料の納入が経済的理由により困難であり、かつ、学業が優秀であると認められる者について、全額若しくは一部を免除する。(前期、後期ごとに減免判定を実施)	健康福祉政策課	授業料免除人数(全額・半額免除)	115人(H27)	-	平成30年度も引き続き同内容で実施していく予定である。	平成31年度も引き続き同内容で実施していく予定である。
I	4	(2)	青森県営農大学校授業料等の減免制度	県	経済的理由等により授業料を納入することが困難と認められた場合、授業料の全部又は一部を免除する。	構造政策課	授業料免除人数	1人(H27)	6人	平成30年度も引き続き同内容で実施していく予定である。	平成31年度も引き続き同内容で実施していく予定である。
I	5		ひとり親家庭等生活向上事業費補助	市町村	ひとり親家庭の子どもに対し、学習支援等の事業を実施する市町村に対し、事業費の一部を補助する。	こどもみらい課	実施市町村数	-	1市	ひとり親家庭の児童等に対する学習支援が実施されるよう、引き続き、学習講習会を実施する市に対し、補助する。	ひとり親家庭の児童等に対する学習支援が実施されるよう、引き続き、学習講習会を実施する市に対し、補助する。
I	5		児童養護施設等入所児童に対する学習支援	県	児童保護措置費により支払われる教育費・特別育成費の中で、中学生の学習塾費用の実費及び、通塾した高校生等の人数に応じた費用を支給する。	こどもみらい課	-	-	1,497,580(見込)	児童保護措置費により支払われる教育費・特別育成費の中で、中学生の学習塾費用の実費及び、通塾した高校生等の人数に応じた費用を支給する。	児童保護措置費により支払われる教育費・特別育成費の中で、中学生の学習塾費用の実績及び、通塾した高校生等の人数に応じた費用を支給する。

【個別事業シート】

I 教育の支援

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	平成29年 度実績	平成29年度実績を踏まえた見直し (課題・今後の取組の方向性)	平成31年度事業予定 (取組の方向性)
施策の 基本方針	施策の 目標	施策の 内容									
I	5		放課後子ども教室推進事業 【再掲】(I-1-(3))	市町村	就労による留守家庭等の子どもだけではなく、すべての子どもを対象として、放課後や土曜日等に学習支援や多様なプログラムを実施する。	生涯学習課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
I	5		地域で学校を支える仕組みづくり推進事業 【再掲】(I-1-(3))	県・市町村	学校に求められる役割が増大する中で、地域で学校を支える仕組みづくりを推進するため、新たな学校支援活動を展開する市町村への支援等を行う。	生涯学習課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
I	5		地域の豊かな社会資源を活用した土曜学習推進事業 【再掲】(I-1-(3))	市町村	就労による留守家庭等の子どもだけではなく、すべての子どもを対象として、土曜日等に体系的なプログラムによる学習活動支援を行う。	生涯学習課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
I	5		スクールソーシャルワーカー配置事業 【再掲】(I-1-(2))	県	問題を抱える児童生徒が置かれた環境の改善を図るため、教育事務所・県立学校にスクールソーシャルワーカーを配置し、学校と関係機関等とのネットワーク、校内のチーム体制を構築する。	学校教育課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
I	5		スクールカウンセラー配置事業 【再掲】(I-1-(2))	県	学校における教育相談体制の充実や教員の資質向上を図るため、公立小中学校等にスクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校等児童生徒の問題行動等の防止・解決に向けた支援を行う	学校教育課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
I	6	(1)	生活保護(教育扶助)	県・市	保護者が負担すべき給食費の額を基準として支給する。	健康福祉政策課	法令に基づいた適正な支給件数	1,185件 (H26)	—	引き続き、保護者が負担すべき給食費の額を基準として支給する。	引き続き、保護者が負担すべき給食費の額を基準として支給する。

【個別事業シート】

I 教育の支援

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	平成29年 度実績	平成29年度実績を踏まえた見直し (課題・今後の取組の方向性)	平成31年度事業予定 (取組の方向性)
施策の 基本方針	施策の 目標	施策の 内容									
I	6	(1)	就学援助(学校給食費) 【再掲】(1-3-(1))	県	経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し必要な援助を行う。	スポーツ健康課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
I	6	(1)	就学援助 【再掲】(1-3-(1))	市町村	経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行う。	学校教育課、スポーツ健康課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
I	6	(1)	学校給食の普及・充実	県	障害者を持つ保護者の負担軽減を図る観点から、県立特別支援学校の完全給食未実施校解消を目指す。	スポーツ健康課	未実施校数	5校 (H27)	3校	障害者を持つ保護者の負担軽減を図る観点から、県立特別支援学校の完全給食未実施校解消を目指す。	引き続き、障害者を持つ保護者の負担軽減を図るため、県立特別支援学校の完全給食未実施校解消を目指す。
I	6	(2)	児童保護措置費	県	児童福祉法第50条の規定により、県が児童福祉施設等に支弁する入所児童の生活費及び施設の最低基準を維持する費用を支払う。	こどもみらい課	—	—	2,039,491 (見込)	児童福祉法第50条の規定により、県が児童福祉施設等に支弁する入所児童の生活費及び施設の最低基準を維持する費用を支払う。	児童福祉法第50条の規定により、県が児童福祉施設等に支弁する入所児童の生活費及び施設の最低基準を維持する費用を支払う。
I	6	(2)	ひとり親家庭等就業・生活支援事業(地域生活支援事業)	県	ひとり親家庭の自立に向けて、1)就業相談員による就業相談、2)就業準備や離転職、就業に結びつく可能性の高い技能・資格を習得するための講習会の開催、3)就業支援バンクに登録した求職者に対するハローワーク等から得た求人情報の提供・斡旋、4)在宅就業に向けた支援、5)地域生活等支援の事業を実施する。	こどもみらい課	特別相談件数	22件 (H26)	15件	ひとり親家庭の自立に向けて、1)就業相談員による就業相談、2)就業準備や離転職、就業に結びつく可能性の高い技能・資格を習得するための講習会の開催、3)就業支援バンクに登録した求職者に対するハローワーク等から得た求人情報の提供・斡旋、4)在宅就業に向けた支援、5)地域生活等支援の事業を継続する。	ひとり親家庭の自立に向けて、引き続き、就業相談員による就業相談や講習会の開催等の事業を実施する。

【個別事業シート】

I 教育の支援

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	平成29年 度実績	平成29年度実績を踏まえた見直し (課題・今後の取組の方向性)	平成31年度事業予定 (取組の方向性)
施策の 基本方針	施策の 目標	施策の 内容									
I	6	(3)	母子・父子自立支援 員の配置	県・市	福祉事務所に、母子父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の自立に必要な各種情報の提供、職業能力の向上、求職活動に関する相談・支援に対応する。	こどもみらい課	年間相談件数	7,557件 (H26)	7,468件	福祉事務所に、母子父子自立支援員を継続して配置し、ひとり親家庭の自立に必要な各種情報の提供、職業濃緑の向上、求職活動に関する相談・支援に対応する。	引き続き、福祉事務所に、母子父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の自立に必要な各種情報の提供、職業能力の向上、求職活動に関する相談・支援に対応する。

【個別事業シート】

Ⅱ 生活の支援

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	平成29年 度実績	平成29年度実績を踏まえた見直し (課題・今後の取組の方向性)	平成31年度事業予定 (取組の方向性)
施策の 基本方針	施策の 目標	施策の 内容									
Ⅱ	1	(1)	生活困窮者自立相談支援事業	県	自立相談支援機関において、様々な問題を抱えた生活困窮者を把握した上で、その相談に応じ、関係機関へつなぐ、あるいは自立に至るまで対象者に寄り添いながら支援を行う。	健康福祉政策課	①新規相談受付数 ②プラン作成件数 ③新規就労支援対象者数 ④就労・増収率(40%)	①19.4人 ②3.6件 ③1.8人 ④72% (H27)	①19.5人 ②7.5件 ③3.1人 ④58%	引き続き、町村部を対象に自立相談窓口6ヶ所を設置し、自立相談支援事業を実施する。	引き続き、県内全市町村を対象に、相談支援を実施する。
Ⅱ	1	(1)	生活困窮者に対する家計改善支援	県	家計相談支援員が県内6箇所自立相談支援機関に出向き、多重債務や浪費癖など家計上の問題を抱えている対象者への支援を行う。	健康福祉政策課	新規支援人数	-	29人	引き続き、多重債務や浪費癖など家計上の問題を抱えている対象者に対する家計相談支援員による支援を行う。	引き続き、県内全市町村を対象に、相談支援を実施する。自立相談支援機関と連携し、家計改善支援を実施する。
Ⅱ	1	(1)	母子自立支援プログラム策定事業	県	児童扶養手当受給者を対象に、面接相談により、個々の意向、意欲を考慮した支援メニューを作成し、自立を支援する。また、必要に応じハローワークとの連携による就労支援を行う。	こどもみらい課	プログラム策定件数	5件 (H26)	8件	引き続き児童扶養手当受給者を対象に、面接相談により、個々の意向、意欲を考慮した支援メニューを作成し、自立を支援する。また、必要に応じハローワークとの連携による就労支援を行う。	児童扶養手当受給者の自立支援のため、引き続き、個々の意向を考慮した支援メニューの作成による自立支援や、ハローワークとの連携による就労支援を行う。
Ⅱ	1	(1)	ひとり親家庭等相談機能強化事業	県	ひとり親家庭が活用可能な制度等の周知を図るとともに、包括的な支援が行えるよう、母子父子自立支援員の資質の向上、及び市における就業支援専門員設置に向けた支援を行う。	こどもみらい課	母子父子寡婦福祉資金周知度	36.7% (H26)	-	ひとり親家庭が活用可能な制度等の周知を図るとともに、包括的な支援が行えるよう、母子父子自立支援員の資質の向上、及び市における就業支援専門員設置に向けた支援を行う。	引き続き、ひとり親家庭が活用可能な制度等の周知を図るとともに、母子父子自立支援員の資質の向上等のための支援を行う。
Ⅱ	1	(1)	ひとり親家庭等就業・生活支援事業(ひとり親家庭等日常生活支援事業)	県	修学等や疾病等の事由により生活援助、保育サービスが必要なひとり親家庭等に家庭生活支援員を派遣し、当該家庭の生活の安定を図る。	こどもみらい課	派遣回数	5回 (H26)	89回	修学等や疾病等の事由により生活援助、保育サービスが必要なひとり親家庭等に家庭生活支援員を派遣し、当該家庭の生活の安定を図る。	修学等や疾病等の事由により生活援助、保育サービスが必要なひとり親家庭等の生活の安定を図るため、引き続き、家庭生活支援員を派遣する。

【個別事業シート】

II 生活の支援

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	平成29年 度実績	平成29年度実績を踏まえた見直し (課題・今後の取組の方向性)	平成31年度事業予定 (取組の方向性)
施策の 基本方針	施策の 目標	施策の 内容									
II	1	(1)	ひとり親家庭等就業・生活支援事業(就業支援講習会等) 【再掲】(I-6-(2))	県	ひとり親家庭の自立に向けて、1)就業相談員による就業相談、2)就業準備や離転職、就業に結びつく可能性の高い技能・資格を習得するための講習会の開催、3)就業支援バンクに登録した求職者に対するハローワーク等から得た求人情報の提供・斡旋、4)在宅就業に向けた支援、5)地域生活等支援の事業を実施する。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
II	1	(2)	一時預かり事業	市町村	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、保育所等において一時的に預かり、必要な保護を行う。	こどもみらい課	利用延人員	468,055人 (H26)	482,924人	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、保育所等において一時的に預かり、必要な保護を行う。	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、保育所等において一時的に預かり、必要な保護を行う。
II	1	(2)	延長保育促進事業	市町村	保育認定を受ける子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する。	こどもみらい課	利用実人員	14,239人 (H26)	16,637人 (H28.3.31)	保育認定を受ける子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する。	保育認定を受ける子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する。
II	1	(2)	病児保育事業	市町村	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等する。	こどもみらい課	利用延人員	9,124人 (H26)	9,199人	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等する。	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等する。
II	1	(2)	放課後児童健全育成事業	市町村	放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を図る。	こどもみらい課	登録児童数	12,868人 (H26)	11,650人	放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を図る。	放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を図る。

【個別事業シート】

Ⅱ 生活の支援

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	平成29年 度実績	平成29年度実績を踏まえた見直し (課題・今後の取組の方向性)	平成31年度事業予定 (取組の方向性)
施策の 基本方針	施策の 目標	施策の 内容									
Ⅱ	1	(2)	満足度の高い保育環境推進事業	県	普段通園している保育所等において、体調不良児を一時的に預かり保育するためのスペースを確保するための改修やライブカメラを設置するための経費、施設職員の研修参加のための代替職員雇上経費を補助する。	こどもみらい課	利用延人員	9,124人 (H26)	-	(平成28年度で事業終了)	
Ⅰ	5		放課後子ども教室推進事業 【再掲】(Ⅰ-1-(3))	市町村	就労による留守家庭等の子どもだけではなく、すべての子どもを対象として、放課後や土曜日等に学習支援や多様なプログラムを実施する。	生涯学習課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅱ	1	(3)	ひとり親家庭等医療費助成事業	市町村	ひとり親家庭等の児童及びその父又は母の健康保持と福祉の増進を図るため、母子家庭及び父子家庭の母又は父及び児童(18歳に達した年度末まで)、並びに父母のいない児童に対して、医療費を助成する。	こどもみらい課	実施市町村数	40市町村 (全市町村)(H27)	40市町村 (全市町村)	ひとり親家庭等の児童及びその父又は母の健康保持と福祉の増進を図るため、引き続き、母子家庭及び父子家庭の母又は父及び児童(18歳に達した年度末まで)、並びに父母のいない児童に対して医療費を助成する	ひとり親家庭等の児童及びその父又は母の健康保持と福祉の増進を図るため、引き続き、母子家庭及び父子家庭の母又は父及び児童(18歳に達した年度末まで)、並びに父母のいない児童に対して、医療費を助成する。
Ⅱ	1	(3)	ひとり親家庭等就業・生活支援事業(地域生活支援事業) 【再掲】(Ⅰ-6-(2))	県	ひとり親家庭の自立に向けて、1)就業相談員による就業相談、2)就業準備や離転職、就業に結びつく可能性の高い技能・資格を習得するための講習会の開催、3)就業支援バンクに登録した求職者に対するハローワーク等から得た求人情報の提供・斡旋、4)在宅就業に向けた支援、5)地域生活等支援の事業を実施する。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅱ	1	(3)	乳幼児家庭全戸訪問・養育支援訪問	市町村	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問するほか、保護者の養育を支援することが特に必要と判断された家庭に対して育児相談や家事援助等を行う。	こどもみらい課	事業利用人数	8,935人 (H27)	7,461人	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問するほか、保護者の養育を支援することが特に必要と判断された家庭に対して育児相談や家事援助等を行う。	引き続き、目標事業量の達成に向け、市町村への支援を行っていく。

【個別事業シート】

Ⅱ 生活の支援

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	平成29年 度実績	平成29年度実績を踏まえた見直し (課題・今後の取組の方向性)	平成31年度事業予定 (取組の方向性)
施策の 基本方針	施策の 目標	施策の 内容									
Ⅱ	1	(1)	ひとり親家庭等就業・生活支援事業(地域生活支援事業) 【再掲】(Ⅰ-6-(2))	県	ひとり親家庭の自立に向けて、1)就業相談員による就業相談、2)就業準備や離転職、就業に結びつく可能性の高い技能・資格を習得するための講習会の開催、3)就業支援バンクに登録した求職者に対するハローワーク等から得た求人情報の提供・斡旋、4)在宅就業に向けた支援、5)地域生活等支援の事業を実施する。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅱ	2	(1)	児童福祉施設入所児童等自立能力強化事業 【再掲】(1-4-(1))	県	児童養護施設入所児童の社会自立が一層図られるよう、当該入所児童が普通自動車運転免許を取得するための経費及び大学等に進学する際に要する経費を補助し、入所児童の自立能力の強化を図る。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅱ	2	(1)	児童養護施設等における18歳以降の措置延長	県	被措置児童が満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、大学等に進学または就職や福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする場合や、障害・疾病等の理由により進学・就職が決まらない児童等であって継続的な養育を要する場合等について、施設等・児童・保護者の意向を確認するとともに、延長が必要と判断された場合において措置延長を行う。	こどもみらい課	4月1日時点の措置延長児童	9名 (H27)	7名	被措置児童が満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、大学等に進学または就職や福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする場合や、障害・疾病等の理由により進学・就職が決まらない児童等であって継続的な養育を要する場合等について、施設等・児童・保護者の意向を確認するとともに、延長が必要と判断された場合において措置延長を行う。	被措置児童が満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、大学等に進学または就職や福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする場合や、障害・疾病等の理由により進学・就職が決まらない児童等であって継続的な養育を要する場合等について、施設等・児童・保護者の意向を確認するとともに、延長が必要と判断された場合において措置延長を行う。
Ⅱ	2	(1)	青森県身元保証人確保対策事業	県	施設を退所する児童等が、就職やアパート等を賃借する際に、身元保証人又は連帯保証人を確保できない場合、県社会福祉協議会を保険契約者、児童養護施設長等を被保険者(身元保証人等)とした損害保険契約を締結し事故発生時の補償を行うことで、身元保証人等を確保し、施設退所児童等の自立を促進する。	こどもみらい課	利用者数	1件 (H26)	0件	施設を退所する児童等が、就職やアパート等を賃借する際に、身元保証人又は連帯保証人を確保できない場合、引き続き、県社会福祉協議会を保険契約者、児童養護施設長等を被保険者(身元保証人等)とした損害保険契約を締結し事故発生時の補償を行うことで、身元保証人等を確保し、施設退所児童等の自立を促進する。	施設を退所する児童等が、就職やアパート等を賃借する際に、身元保証人又は連帯保証人を確保できない場合、引き続き、県社会福祉協議会を保険契約者、児童養護施設長等を被保険者(身元保証人等)とした損害保険契約を締結し事故発生時の補償を行うことで、身元保証人等を確保し、施設退所児童等の自立を促進する。

【個別事業シート】

Ⅱ 生活の支援

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	平成29年 度実績	平成29年度実績を踏まえた見直し (課題・今後の取組の方向性)	平成31年度事業予定 (取組の方向性)
施策の 基本方針	施策の 目標	施策の 内容									
Ⅱ	2	(2)	保育所等発！子ども元氣スリムプラン	県	幼児期の肥満予防を目的に、保育所における肥満傾向のリサーチ及び肥満予防保育プログラム等により得られた成果等の普及と小学校との切れ目のない支援を実施する仕組み作りを実施する。	こどもみらい課	肥満傾向児出現率	8.99% (H26)	-	(平成28年度で事業終了)	
Ⅱ	2	(2)	地域に根ざした食育活動推進事業	県	第3次青森県食育推進計画の目標達成のため、あおり食育サポーターの活用による、ライフステージや多様化する要請に対応した食育活動、及び地域の実情に即した食育活動を展開する。	食の安全・安心推進課	-	-	-	第3次青森県食育推進計画の目標達成のため、引き続き、あおり食育サポーターの活用による、ライフステージや多様化する要請に対応した食育活動を展開する。(事業終了・新規組替事業により対応)	
Ⅱ	2	(2)	あおりの「食」を育む食育県民運動推進事業	県	県民が食育の意義や必要性を理解し、これを実践していくため、全県挙げて実施してきた「いただきます！あおり食育県民運動」をより一層充実強化する。また、第3次青森県食育推進計画の目標達成のため、あおり食育サポーターの活用による、ライフステージや多様化する要請に対応した食育活動を推進する。	食の安全・安心推進課	-	-	-	(平成30年度新規事業)	「いただきます！あおり食育県民運動」をより一層充実強化するとともに、第3次青森県食育推進計画の目標達成のため、ライフステージや多様化する要請に対応した食育活動を引き続き推進する。
Ⅱ	2	(2)	県民の食育実践向上事業	県	子どもを含む県民が、農林水産業が盛んな本県の生産・流通の現場や健康的な食事の基礎を学ぶこと等により、「食育は身近にある食材で手軽に始められること」を理解するための機会を提供する。	食の安全・安心推進課	-	-	-	子どもを含む県民が、農林水産業が盛んな本県の生産・流通の現場や健康的な食事の基礎を学ぶこと等により、「食育は身近にある食材で手軽に始められること」を理解するための機会を提供する。	(終了)
Ⅱ	2	(3)	ひとり親家庭等生活上事業費補助【再掲】(I-5)	市町村	ひとり親家庭の子どもに対し、学習支援等の事業を実施する市町村に対し、事業費の一部を補助する。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)

【個別事業シート】

Ⅱ 生活の支援

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	平成29年 度実績	平成29年度実績を踏まえた見直し (課題・今後の取組の方向性)	平成31年度事業予定 (取組の方向性)
施策の 基本方針	施策の 目標	施策の 内容									
Ⅱ	2	(3)	一時預かり事業 【再掲】(Ⅱ-1-(2))	市町村	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、保育所等において一時的に預かり、必要な保護を行う。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅱ	2	(3)	延長保育促進事業 【再掲】(Ⅱ-1-(2))	市町村	保育認定を受ける子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅱ	2	(3)	病児保育事業 【再掲】(Ⅱ-1-(2))	市町村	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等する。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅱ	2	(3)	放課後児童健全育成事業 【再掲】(Ⅱ-1-(2))	市町村	放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を図る。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅰ	2	(3)	放課後子ども教室推進事業 【再掲】(Ⅰ-1-(3))	市町村	就労による留守家庭等の子どもだけではなく、すべての子どもを対象として、放課後や土曜日等に学習支援や多様なプログラムを実施する。	生涯学習課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅱ	3	(1)	ひとり親家庭等就業・生活支援事業(就業支援講習会等) 【再掲】(Ⅰ-6-(2))	県	ひとり親家庭の自立に向けて、1)就業相談員による就業相談、2)就業準備や離転職、就業に結びつく可能性の高い技能・資格を習得するための講習会の開催、3)就業支援バンクに登録した求職者に対するハローワーク等から得た求人情報の提供・斡旋、4)在宅就業に向けた支援、5)地域生活等支援の事業を実施する。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)

【個別事業シート】

Ⅱ 生活の支援

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	平成29年 度実績	平成29年度実績を踏まえた見直し (課題・今後の取組の方向性)	平成31年度事業予定 (取組の方向性)
施策の 基本方針	施策の 目標	施策の 内容									
Ⅱ	3	(1)	児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業	県	児童養護施設等を退所する者の社会自立が図られるよう、就職者及び大学等進学者に対して、家賃相当額及び生活費の貸付を行う。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅱ	3	(1)	児童福祉施設入所児童等自立能力強化事業 【再掲】(1-4-(1))	県	児童養護施設入所児童の社会自立が一層図られるよう、当該入所児童が普通自動車運転免許を取得するための経費及び大学等に進学する際に要する経費を補助し、入所児童の自立能力の強化を図る。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅱ	3	(1)	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	県	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親又は子が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合、民間事業者が実施する対策講座の受講費用を支援する。	こどもみらい課	受講者数	0件 (H27)	0件	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親又は子が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合、民間事業者が実施する対策講座の受講費用を支援する。	高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す高等学校を卒業していないひとり親家庭の親又は子を支援するため、引き続き、対策講座受講費用を支援する。
Ⅱ	3	(1)	看護職員資格取得特別対策事業 【再掲】(1-4-(1))	県、県医師会、医療機関	ひとり親家庭等の親又は子が看護師又は准看護師の資格を取得し、資格取得後の就業を確保するため、資格取得希望者と医療機関をマッチングさせ、医療機関が資格取得するための学費及び修業期間の生活費を負担するにあたって、その1/2を補助する。	医療薬務課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅱ	3	(2)	ジョブカフェあおもり運営・推進事業	県	若年者を対象に、関係機関と連携しながら総合的な就職支援を行う。	労政・能力開発課	—	—	—	若年者を対象に、関係機関と連携しながら総合的な就職支援を行う。	若年者を対象に、関係機関と連携しながら総合的な就職支援を行う。
Ⅱ	3	(2)	児童福祉施設入所児童等自立能力強化事業 【再掲】(1-4-(1))	県	児童養護施設入所児童の社会自立が一層図られるよう、当該入所児童が普通自動車運転免許を取得するための経費及び大学等に進学する際に要する経費を補助し、入所児童の自立能力の強化を図る。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)

【個別事業シート】

Ⅱ 生活の支援

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	平成29年 度実績	平成29年度実績を踏まえた見直し (課題・今後の取組の方向性)	平成31年度事業予定 (取組の方向性)
施策の 基本方針	施策の 目標	施策の 内容									
Ⅱ	3	(3)	ジョブカフェあおもり 運営・推進事業 【再掲】(Ⅱ-3-(2))	県	若年者を対象に、関係機関と連携しながら総合的な就職支援を行う。	労政・能力開発課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅱ	3	(4)	ジョブカフェあおもり 運営・推進事業 【再掲】(Ⅱ-3-(2))	県	若年者を対象に、関係機関と連携しながら総合的な就職支援を行う。	労政・能力開発課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅱ	4	(1)	生活困窮者自立相談 支援事業 【再掲】(Ⅱ-1-(1))	県	自立相談支援機関において、様々な問題を抱えた生活困窮者を把握した上で、その相談に応じ、関係機関へつなぐ、あるいは自立に至るまで対象者に寄り添いながら支援を行う。	健康福祉政策課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅱ	4	(1)	子ども・若者育成支 援推進事業	県	子ども・若者育成支援推進法に基づく地域協議会である「青森県子ども・若者支援ネットワーク協議会」の運営。	青少年・男女共同 参画課	協議会の開催 数	年2回 (H27)	1回	特になし	(平成30年度で終了) 平成31年度から「子ども・若者を 地域で支える体制強化事業」を実 施し、県全域の協議会の下部組織 としての地域ネットワーク会議を県 内3地域に設置し、地域での支援 体制を強化する。
Ⅱ	4	(1)	地域に根差した子ど も・若者支援活動拡 大事業	県	ニート、ひきこもり、発達障害、不登校など、社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を促進するため、民間支援団体の取組拡大と地域ネットワークの構築を図る。 ①子ども・若者民間支援団体育成研修の実施 ②民間支援における課題抽出調査研究の実施(委託) ③子ども・若者民支援地区連絡会議の設置 ④県民理解の促進(フォーラム、公開講座)	青少年・男女共同 参画課	①民間支援団 体登録数 ②地区連絡会 議の設置数	-	-	(平成28年度で事業終了)	

【個別事業シート】

Ⅱ 生活の支援

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	平成29年 度実績	平成29年度実績を踏まえた見直し (課題・今後の取組の方向性)	平成31年度事業予定 (取組の方向性)
施策の 基本方針	施策の 目標	施策の 内容									
Ⅱ	4	(1)	子ども・若者地域総合支援推進事業	県	ニート、ひきこもり、発達障害、不登校など、社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者への支援を充実させるため、地域において子ども・若者を支援している市町村や公的相談機関、民間支援団体等の関係者が参画する地区連絡会議(県内3地域)の開催や、地域で支える住民意識の醸成のためのフォーラムを開催する。	青少年・男女共同参画課	①地区連絡会議の開催回数 ②地域支援フォーラムの参加人数	—	①延べ15回 ②128人	ニート、ひきこもり、発達障害、不登校など、社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者への支援を充実させるため、引き続き、地域において子ども・若者を支援している市町村や公的相談機関、民間支援団体等の関係者が参画する地区連絡会議(県内3地域)の開催や、地域で支える住民意識の醸成のためのフォーラムを開催する。	(平成30年度で終了) 平成31年度から「子ども・若者を地域で支える体制強化事業」を実施
Ⅱ	4	(1)	若者の社会参加促進事業(自然体験・交流塾)	県	社会とのつながりへのきっかけを求めている若者を対象に、自分に自信をもつことや他者とのコミュニケーション、社会性の育成のきっかけとするため、自然体験・交流塾(キャンプ)を実施する。	生涯学習課	参加者の社会とのつながりを持った割合	—	3回 延べ18名	自然体験・交流塾の継続的な実施に向け、支援団体とのより一層の連携体制を形成していく必要がある。また、支援団体からは「ひきこもりは早期の対応が必要」との意見もあったことから、対象に高校生も加えることも検討する。	30年度は宿泊も実施したが、宿泊することに抵抗を感じて参加を見送った人が複数名いたことから、平成31年度は宿泊を伴わない形で3回の開催をする。また、家族との対話を実施し、支える体制を良好に築くことをねらいの1つとする。
Ⅱ	4	(1)	地域の子ども支援ネットワーク形成事業	県	子どもの貧困の実態を多面的に把握するための調査を実施し、調査結果等を基に、計画を掲げる指標の整理及び体系化を行う。また、地域の子ども支援ネットワーク会議を設置し、地域の子どもを支援する連携体制の構築を推進する基盤を整備する。	こどもみらい課	—	—	—	(平成30年度新規事業)	地域ぐるみでの子どもの貧困対策の取組を促進するため、「地域の子どもの支援ネットワーク会議」を設置し、市町村や民間団体等の情報共有等を行うとともに、地域において関係機関をつなぎ、子ども居場所づくり設置を促進する地域コーディネーターの養成と、支援を必要とする子どもが、いずれの機関で把握されても総合的な支援を受けられる仕組みづくりの研修を実施する。

【個別事業シート】

Ⅱ 生活の支援

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	平成29年度実績	平成29年度実績を踏まえた見直し (課題・今後の取組の方向性)	平成31年度事業予定 (取組の方向性)
施策の 基本方針	施策の 目標	施策の 内容									
Ⅱ	5	(1)	里親、小規模・住居型児童養育事業の拡充と、児童養護施設等の小規模化、地域分散化に向けた取組	県	「青森県家庭的養護推進計画」(H26年度策定)の推進	こどもみらい課	施設:グループホーム(GH):里親の定員割合	施設 79.7% GH3.6% 里親 16.7% (H26)	施設 65.3% GH9.9% 里親 24.8%	「青森県家庭的養護推進計画」を引き続き推進していく。	現行計画を全面的に見直し、「青森県社会的養護推進計画」を策定する。
Ⅱ	5	(1)	要保護児童支援者研修事業	県	市町村要保護児童対策地域協議会構成員、地域の関係者、社会的養護施設の職員に対して虐待対応及び被措置児童等虐待防止についての研修を実施する。	こどもみらい課	①参加市町村 ②参加施設	—	①39市町村 ②8社会的養護施設	市町村が虐待の早期発見・早期対応ができるような体制づくりや社会的養護体制の充実強化を図るため、要保護児童に関わる関係機関職員の支援力向上は必要であることから、引き続き事業を行っていく。	市町村が虐待の早期発見・早期対応ができるような体制づくりや社会的養護体制の充実強化を図るため、要保護児童に関わる関係機関職員の支援力向上は必要であることから、引き続き事業を行っていく。
Ⅱ	5	(1)	里親支援事業	県	里親制度の普及啓発、里親の資質の向上を図るための研修や里親に対する相談・援助など、里親支援を総合的に実施する。	こどもみらい課	里親等委託率	22% (H26)	24.8%	里親制度の普及啓発、里親の資質の向上を図るための研修や里親に対する相談・援助など、里親支援を総合的に実施する。	(平成30年度で終了) 平成31年度からは「里親包括支援事業」に再編。
Ⅱ	5	(1)	児童相談所における里親委託優先の原則の徹底	県	児童相談所において、保護者による養育が望めない児童の援助方針を検討するに当たって「里親委託優先の原則」により検討することを徹底する。	こどもみらい課	里親等委託率	22% (H26)	24.8%	児童相談所において、保護者による養育が望めない児童の援助方針を検討するに当たって「里親委託優先の原則」により検討することを徹底する。	児童相談所において、保護者による養育が望めない児童の援助方針を検討するに当たって「里親委託優先の原則」により検討することを徹底する。
Ⅱ	5	(1)	児童相談所虐待対応強化研修事業	県	児童相談所職員の専門性向上のために研修を実施し、研修へ派遣する。	こどもみらい課	研修受講率	97% (H27)	100%	新任職員の基礎的支援力の定着及び中堅以上の職員の専門性や技術の向上を図るため引き続き事業を行っていく。	新任職員の基礎的支援力の定着及び中堅以上の職員の専門性や技術の向上を図るため、引き続き事業を行っていく。

【個別事業シート】

Ⅱ 生活の支援

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	平成29年 度実績	平成29年度実績を踏まえた見直し (課題・今後の取組の方向性)	平成31年度事業予定 (取組の方向性)
施策の 基本方針	施策の 目標	施策の 内容									
Ⅱ	5	(2)	母子父子自立支援員 に対する研修	県	母子父子自立支援員等相互の情報・意見 交換及び事例検討等を通じ、相談員等の 資質の向上と業務の円滑化を図る。	こどもみらい課	参加者数	36人 (H26)	37人	引き続き母子父子自立支援員等相互の 情報・意見交換及び事例検討等を通じ、 相談員等の資質の向上と業務の円滑化 を図る。	相談員等の資質の向上と業務の 円滑化を図るため、引き続き、母 子父子自立支援員等の意見交換 及び事例検討等を行う。
Ⅱ	5	(2)	生活困窮者自立相談 支援事業 【再掲】(Ⅱ-1-(1))	県	自立相談支援機関において、様々な問題 を抱えた生活困窮者を把握した上で、その 相談に応じ、関係機関へつなぐ、あるいは 自立に至るまで対象者に寄り添いながら支 援を行う。	健康福祉政策課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅱ	5	(2)	民生委員、児童委員 に対する研修	県	民生委員・児童委員が要援護者に対して 行う訪問や見守り、相談、専門機関との連 携等の活動を推進するため、必要不可欠 な知識及び技能を習得させる。	健康福祉政策課	参加人数	527人 (H26)	453人	平成30年度は平成29年度と同程度の 参加人数を見込んでいる。	引き続き、民生委員・児童委員の 知識及び技能習得のための研修 を実施する。
Ⅱ	5	(2)	生活困窮者自立支援 制度人材養成研修へ の参加	県・市	県内において、生活困窮者自立支援制度 における各支援員として従事している者 について、全国社会福祉協議会が開催す る「生活困窮者自立支援制度人材養成研 修」に出席させる。	健康福祉政策課	参加人数	9人 (H27)	12人	引き続き、国が主催する養成研修に参加 する。	引き続き、各自治体の希望に応じ て、支援員を研修に参加させる。
Ⅱ	5	(2)	専門・広報啓発研修 事業(教育研修)	県	保健、医療、福祉、教育等の関係団体を対 象に、思春期精神保健に関する研修を実 施し、関係者の資質向上と相互連携を図 る。	障害福祉課	実施回数	年1回 (H27)	年1回	今後も保健、医療、福祉、教育等の関係 団体を対象に、思春期精神保健に関する 研修を年1回程度実施する。	思春期精神保健に係る関係者の 資質向上及び連携構築に向け、引 き続き保健、医療、福祉、教育等 の関係団体を対象に、思春期精神 保健に関する研修を年1回程度実 施する。

【個別事業シート】

Ⅱ 生活の支援

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	平成29年 度実績	平成29年度実績を踏まえた見直し (課題・今後の取組の方向性)	平成31年度事業予定 (取組の方向性)
施策の 基本方針	施策の 目標	施策の 内容									
Ⅱ	6	(1)	妊産婦情報共有システム構築事業	県	安全な妊娠、出産環境を構築し、子どもの健全な育成に資するため、医療と保健の連携体制の充実強化を図り、妊娠初期から産褥期まで、一貫した支援を行う。	こどもみらい課	妊婦連絡票提出率	98.8% (H26)	99.0% (H28)	本システムの運用により、医療と保健の連携体制が構築され情報共有に基づく支援ができていますので、継続実施する。本システムで得られた各種のデータを分析し、適切な施策の実施につなげることができるようなデータベースを構築した。	引き続き、医療と保健の連携による情報共有に基づく支援を継続する。
Ⅱ	6	(1)	切れ目ない親子支援充実事業	県	妊産婦及び未熟児等情報共有システムについて、オンラインデータベースを構築し、即時性のある支援につなげる。また、町村部での子育て世代包括支援センターの共同設置のための準備員を派遣する等の支援により設置を促進をする。	こどもみらい課	子育て世代包括支援センター設置市町村数	2市町 (H28)	2市町村 (H29)	オンラインデータベースを構築した。今後は市町村におけるニーズを把握し、運用上の課題等を整理して効率的に運用できるよう整備する。また、子育て世代包括支援センターは共同設置を進めたものの各市町村間の移動距離が長く身近な場所での住民サービスとはならないこと等の意見が出されたことから共同設置ではなく、全市町村の設置を目指していく。さらに国からは「市区町村子ども総合家庭支援拠点」との一体的な設置が望ましいと示されているものの具体的な連携方法等は検討されていないことが課題である。	(終了)
Ⅱ	6	(1)	乳幼児はつつつ育成事業費補助事業	県	乳幼児の健康の保持促進及び出生育児環境の整備を図るため、市町村が行う乳幼児医療費給付事業に要する経費に対し、補助を行う。	こどもみらい課	-	-	-	市町村が行う乳幼児医療費給付事業に要する経費に対し、補助を行う。	市町村が行う乳幼児医療費給付事業に要する経費に対し、補助を行う。
Ⅱ	6	(1)	あおもりの未来を変える0歳からの家庭教育支援事業	県	乳幼児期からの家庭教育支援について、調査・研究を行い、市町村の子育て支援策や母子健康手帳への取り込みを図るとともに、普及啓発のための番組をテレビ放映するほか、フォーラムの開催や、祖父母世代を対象とした研修会を行う。	生涯学習課	市町村の子育て支援策への反映	-	-	(平成29年度で終了)	

【個別事業シート】

Ⅱ 生活の支援

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	平成29年 度実績	平成29年度実績を踏まえた見直し (課題・今後の取組の方向性)	平成31年度事業予定 (取組の方向性)
施策の 基本方針	施策の 目標	施策の 内容									
Ⅱ	6	(1)	乳幼児家庭全戸訪問・養育支援訪問【再掲】(Ⅱ-1-(3))	市町村	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問するほか、保護者の養育を支援することが特に必要と判断された家庭に対して育児相談や家事援助等を行う。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅱ	6	(2)	公営住宅における優遇抽選制度(母子・父子家庭)	県	県営住宅の入居者の一般公募において、入居申込者の数が募集戸数を超え公開抽選を行う場合は、母子家庭及び父子家庭(優遇世帯)の当選倍率を一般の世帯の2倍になるように優遇する。	建築住宅課	母子家庭及び父子家庭の入所世帯数	830世帯(H26)	-	需要に応じて適切に実施する。	引き続き、実施する。
Ⅱ	6	(2)	青森県あんしん賃貸支援事業	青森県居住支援協議会	子育て世帯等の入居を拒まない民間賃貸住宅の情報等を協議会に登録し、協議会窓口等において情報提供並びに相談に応ずる。	建築住宅課	-	-	-	登録数の増加を図るため、賃貸住宅の賃貸人等に対するセミナー・相談会を開催した。セミナー・相談会については引き続き実施する。	新たに住宅セーフティネット法に基づく「住宅確保要配慮者向け賃貸住宅登録制度」が創設されたことから、登録済みの賃貸住宅について、新制度への移行を促す。
Ⅰ	6	(2)	母子父子寡婦福祉資金貸付【再掲】(Ⅰ-3-(2))	県	母子家庭及び父子家庭の児童又は寡婦世帯の20歳以上の子の修学を支援するため、それらの児童等が就学する場合、母子父子寡婦福祉資金貸付金の就学支度資金及び修学資金を無利子で貸し付ける。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅱ	6	(2)	住居確保給付金の支給	県	離職等により住居を失った若しくは失うおそれのある者に対し、家賃相当額の住居確保給付金を支給することと併せて、自立相談支援機関による就労支援を行うことにより、早期の自立を図る。	健康福祉政策課	就労自立率(40%)	0%(H27)	0.58	平成30年度も、離職等により住居を失った若しくは失うおそれのある者に対し、家賃相当額の住居確保給付金を支給することと併せて、自立相談支援機関による就労支援を行う。	引き続き、対象者への給付金の支給を実施する。

【個別事業シート】

Ⅲ 保護者に対する就労の支援

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	平成29年 度実績	平成29年度実績を踏まえた見直し (課題・今後の取組の方向性)	平成31年度事業予定 (取組の方向性)
施策の 基本方針	施策の 目標	施策の 内容									
Ⅲ		(1)	母子自立支援プログラム策定事業 【再掲】(Ⅱ-1-(1))	県	児童扶養手当受給者を対象に、面接相談により、個々の意向、意欲を考慮した支援メニューを作成し、自立を支援する。また、必要に応じハローワークとの連携による就労支援を行う。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅲ		(1)	ひとり親家庭等就業・生活支援事業(就業支援講習会、在宅就業支援等) 【再掲】(Ⅰ-6-(2))	県	ひとり親家庭の自立に向けて、1)就業相談員による就業相談、2)就業準備や離転職、就業に結びつく可能性の高い技能・資格を習得するための講習会の開催、3)就業支援バンクに登録した求職者に対するハローワーク等から得た求人情報の提供・斡旋、4)在宅就業に向けた支援、5)地域生活等支援の事業を実施する。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅲ		(1)	母子家庭等自立支援給付費補助事業	県	ひとり親家庭が自立して安定した生活を送れるよう、能力開発や資格取得に向けた講座の受講や養成訓練施設における修学を支援する。	こどもみらい課	給付件数	7件 (H27)	11件	ひとり親家庭が自立して安定した生活を送れるよう、能力開発や資格取得に向けた講座の受講や養成訓練施設における修学を引き続き支援する。	ひとり親家庭が自立して安定した生活を送れるよう、引き続き、資格取得等の講座の受講や養成訓練施設における修学を支援する。
Ⅲ		(1)	看護職員資格取得特別対策事業 【再掲】(Ⅰ-4-(1))	県、県医師会、医療機関	ひとり親家庭等の親又は子が看護師又は准看護師の資格を取得し、資格取得後の就業を確保するため、資格取得希望者と医療機関をマッチングさせ、医療機関が資格取得するための学費及び修業期間の生活費を負担するにあたって、その1/2を補助する。	医療業務課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅲ		(1)	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付	県	高等職業訓練促進給付金を活用して資格取得をめざすひとり親家庭の親に対し、入学準備金と就職準備金の貸付を行う青森県社会福祉協議会への補助金を行う。	こどもみらい課	貸付人数	—	21件	高等職業訓練促進給付金を活用して資格取得をめざすひとり親家庭の親に対し、入学準備金と就職準備金の貸付に対する補助を継続する。	高等職業訓練促進給付金を活用して資格取得をめざすひとり親家庭の親に対し、引き続き、入学準備金や就職準備金の貸付が行われるよう社会福祉協議会への補助を行う。
Ⅲ		(1)	介護福祉士修学資金等貸付事業 【再掲】(Ⅰ-4-(1))	青森県社会福祉協議会	①介護福祉士又は社会福祉士の資格取得を目指す学生に対する修学資金の貸付 ②離職した介護人材に対する再就職準備金の貸付	高齢福祉保険課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)

【個別事業シート】

Ⅲ 保護者に対する就労の支援

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	平成29年 度実績	平成29年度実績を踏まえた見直し (課題・今後の取組の方向性)	平成31年度事業予定 (取組の方向性)
施策の 基本方針	施策の 目標	施策の 内容									
Ⅲ		(1)	保育士修学資金等貸付事業 【再掲】(Ⅰ-4-(1))	県	①保育士の資格取得を目指す学生に対する修学資金の貸付 ②離職した保育士に対する再就職準備金の貸付	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅰ	6	(2)	母子父子寡婦福祉資金貸付 【再掲】(Ⅰ-3-(2))	県	母子家庭及び父子家庭の児童又は寡婦世帯の20歳以上の子の修学を支援するため、それらの児童等が就学する場合、母子父子寡婦福祉資金貸付金の就学支度資金及び修学資金を無利子で貸し付ける。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅲ		(1)	離職者等再就職訓練事業	県	離職者等の早期再就職を支援し、雇用の安定確保を図るため、民間教育訓練機関等を活用した多様な職業訓練を実施する。	労政・能力開発課	訓練修了者の就職率	72% (H26)	77.0% (H30.7.31 現在)	離職者等の早期再就職を支援し、雇用の安定確保を図るため、民間教育訓練機関等を活用した多様な職業訓練を実施する。	離職者等の早期再就職を支援し、雇用の安定確保を図るため、民間教育訓練機関等を活用した多様な職業訓練を実施する。
Ⅲ		(1)	離職者生活安定資金融資制度	県	県内に居住する労働者が企業倒産等の事業主の都合により離職することとなった場合に、生活の安定と再就職の支援を図るため、必要な資金を低利で融資する。	労政・能力開発課	融資件数	2件 (H26)	1件	引き続き、県内に居住する労働者が企業倒産等の事業主の都合により離職することとなった場合に、生活の安定と再就職の支援を図るため、必要な資金を低利で融資する。	県内に居住する労働者が企業倒産等の事業主の都合により離職することとなった場合に、生活の安定と再就職の支援を図るため、必要な資金を低利で融資する。
Ⅱ	4	(1)	生活困窮者自立相談支援事業 【再掲】(Ⅱ-1-(1))	県	自立相談支援機関において、様々な問題を抱えた生活困窮者を把握した上で、その相談に応じ、関係機関へつなぐ、あるいは自立に至るまで対象者に寄り添いながら支援を行う。	健康福祉政策課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅲ		(1)	生活保護(就労活動促進費・就労自立給付金)	県・市	生活保護を受給し自ら積極的に就労活動に取り組んでいる者に対して活動内容や頻度等を踏まえて就労活動促進費の支給、保護受給中の就労収入の一部を積み立て、安定就労の機会を得たことにより保護廃止に至った時に就労自立給付金を支給する。	健康福祉政策課	法令に基づいた適正な支給件数	29件 (H26)	—	引き続き、生活保護を受給し自ら積極的に就労活動に取り組んでいる者に対して活動内容や頻度等を踏まえて就労活動促進費を支給する。また、保護受給中の就労収入の一部を積み立て、安定就労の機会を得たことにより保護廃止に至った時に就労自立給付金を支給する。	引き続き、生活保護を受給し自ら積極的に就労活動に取り組んでいる者に対して活動内容や頻度等を踏まえて就労活動促進費を支給する。また、保護受給中の就労収入の一部を積み立て、安定就労の機会を得たことにより保護廃止に至った時に就労自立給付金を支給する。

【個別事業シート】

Ⅲ 保護者に対する就労の支援

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	平成29年 度実績	平成29年度実績を踏まえた見直し (課題・今後の取組の方向性)	平成31年度事業予定 (取組の方向性)
施策の 基本方針	施策の 目標	施策の 内容									
Ⅲ		(1)	生活保護(高等学校等就学費)	県・市	一定の要件の下、生活保護世帯の生徒が高等学校で就学する費用を支給する。	健康福祉政策課	法令に基づいた適正な支給件数	566件 (H26)	—	引き続き、一定の要件の下、生活保護世帯の生徒が高等学校で就学する費用を支給する。	引き続き、一定の要件の下、生活保護世帯の生徒が高等学校で就学する費用を支給する。
Ⅲ		(2)	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業【再掲】(Ⅱ-3-(1))	県	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親又は子が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合、民間事業者が実施する対策講座の受講費用を支援する。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅲ		(2)	生活保護(高等学校等就学費)【再掲】	県・市	一定の要件の下、生活保護世帯の生徒が高等学校で就学する費用を支給する。	健康福祉政策課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅲ		(3)	ひとり親家庭等就業・生活支援事業(就業支援講習会、在宅就業支援等)【再掲】(Ⅰ-6-(2))	県	ひとり親家庭の自立に向けて、1)就業相談員による就業相談、2)就業準備や離転職、就業に結びつく可能性の高い技能・資格を習得するための講習会の開催、3)就業支援バンクに登録した求職者に対するハローワーク等から得た求人情報の提供・斡旋、4)在宅就業に向けた支援、5)地域生活等支援の事業を実施する。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅲ		(3)	母子父子福祉団体等からの役務・物品の優先調達	県	特別措置法の規定を踏まえた、母子父子福祉団体等からの物品及び役務の優先調達。	こどもみらい課	—	—	—	特別措置法の規定を踏まえ、引き続き、母子父子福祉団体等からの物品及び役務の優先調達についての周知を図る。	特別措置法の規定を踏まえ、引き続き、母子父子福祉団体等からの物品及び役務の優先調達についての周知を図る。
Ⅱ	2	(3)	一時預かり事業【再掲】(Ⅱ-1-(2))	市町村	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、保育所等において一時的に預かり、必要な保護を行う。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)

【個別事業シート】

Ⅲ 保護者に対する就労の支援

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	平成29年 度実績	平成29年度実績を踏まえた見直し (課題・今後の取組の方向性)	平成31年度事業予定 (取組の方向性)
施策の 基本方針	施策の 目標	施策の 内容									
Ⅱ	2	(3)	延長保育促進事業 【再掲】(Ⅱ-1-(2))	市町村	保育認定を受ける子どもについて、通常の 利用日及び利用時間以外の日及び時間 において、認定こども園、保育所等において 保育を実施する。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅱ	2	(3)	病児保育事業 【再掲】(Ⅱ-1-(2))	市町村	病児について、病院・保育所等に付設され た専用スペースにおいて、看護師等が一 時的に保育等する。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)

【個別事業シート】

IV 経済的支援

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	平成29年 度実績	平成29年度実績を踏まえた見直し (課題・今後の取組の方向性)	平成31年度事業予定 (取組の方向性)
施策の 基本方針	施策の 目標	施策の 内容									
IV		(1)	児童扶養手当	県・市	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童の福祉の増進を図ることを目的に児童扶養手当を支給する。	こどもみらい課	受給者数	12,933人 (H26)	—	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童の福祉の増進を図ることを目的に、引き続き、児童扶養手当を支給する。	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童の福祉の増進を図ることを目的に、引き続き、児童扶養手当を支給する。
IV		(1)	特別児童扶養手当	県	精神又は身体に障害を有する20歳未満の児童の福祉を増進を図ることを目的に特別児童扶養手当を支給する。	こどもみらい課	受給者総数	2,841人 (H26)	3,064	精神又は身体に障害を有する20歳未満の児童の福祉を増進を図ることを目的に特別児童扶養手当を支給する。	精神又は身体に障害を有する20歳未満の児童の福祉を増進を図ることを目的に、引き続き、特別児童扶養手当を支給する。
IV		(2)	ひとり親家庭等相談機能強化事業 【再掲】(Ⅱ-1-(1))	県	ひとり親家庭が活用可能な制度等の周知を図るとともに、包括的な支援が行えるよう、母子父子自立支援員の資質の向上、及び市における就業支援専門員設置に向けた支援を行う。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
IV		(3)	母子父子寡婦福祉資金貸付 【再掲】(Ⅰ-3-(2))	県	母子家庭及び父子家庭の児童又は寡婦世帯の20歳以上の子の修学を支援するため、それらの児童等が就学する場合、母子父子寡婦福祉資金貸付金の就学支度資金及び修学資金を無利子で貸し付ける。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
IV		(4)	生活保護(教育扶助) 【再掲】(1-6-(1))	県・市	義務教育に伴って必要な学用品、教材代を支給する。	健康福祉政策課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
IV		(5)	生活保護(生業扶助(高等学校等就学費))	県・市	義務教育を終えた生徒が高等学校に進学する際の入学料、入学考査料等を支給する。	健康福祉政策課	法令に基づいた適正な支給件数	163件 (H26)	—	引き続き、義務教育を終えた生徒が高等学校に進学する際の入学料、入学考査料等を支給する。	引き続き、義務教育を終えた生徒が高等学校に進学する際の入学料、入学考査料等を支給する。

【個別事業シート】

IV 経済的支援

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	平成29年 度実績	平成29年度実績を踏まえた見直し (課題・今後の取組の方向性)	平成31年度事業予定 (取組の方向性)
施策の 基本方針	施策の 目標	施策の 内容									
IV		(5)	生活保護世帯の高校生の就労収入の取扱(塾経費等の控除)	県・市	高校生の就労収入のうち、学習塾に要する経費や大学就学に必要な経費は収入として認定しない。	健康福祉政策課	法令に基づいた適正な認定件数	10件 (H26)	—	高校生の就労収入のうち、学習塾に要する経費や大学就学に必要な経費は、引き続き、収入として認定しない。	高校生の就労収入のうち、学習塾に要する経費や大学就学に必要な経費は、引き続き、収入として認定しない。
IV		(6)	ひとり親家庭等就業・生活支援事業(地域生活支援事業) 【再掲】(I-6-(2))	県	ひとり親家庭の自立に向けて、1)就業相談員による就業相談、2)就業準備や離転職、就業に結びつく可能性の高い技能・資格を習得するための講習会の開催、3)就業支援バンクに登録した求職者に対するハローワーク等から得た求人情報の提供・斡旋、4)在宅就業に向けた支援、5)地域生活等支援の事業を実施する。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
IV		(6)	母子父子自立支援員に対する研修	県	母子父子自立支援員等相互の情報・意見交換及び事例検討等を通じ、相談員等の資質の向上と業務の円滑化を図る。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)